

市・県民税所得控除表

項目	適用範囲と所得控除額																																
雑損控除	災害、盗難などによって住宅や家財などの資産について損害を受けたとき	○差引損失額－(所得金額の合計額×10%) ○災害関連支出－50,000円 } のいずれか多い方の金額																															
医療費控除	あなたやあなたの親族のケガや病気などのために医療費を支払った場合	(支払った医療費の総額)－(保険金等で補てんされた金額)－A A：10万円が所得金額の合計額×5%のいずれか少ない方の金額 最高200万円まで																															
セルフメディケーション税制	スイッチOTC医薬品購入額－12,000円＝控除額(控除上限額88,000円)																																
社会保険料控除	あなたやあなたの扶養親族が負担することになっている国民健康保険税、介護保険、健康保険、厚生年金、国民年金、雇用保険等を支払ったとき	支払った金額、または給与、年金から差し引かれた金額																															
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済や心身障害者扶養共済の掛け金を支払ったとき	支払った金額																															
生命保険料控除	<p>下の計算表で計算した一般生命保険料控除の金額</p> <p>※限度額は ①新契約のみ：28,000円 ②旧契約のみ：35,000円 ③新契約+旧契約：28,000円</p> <p>新・旧両方の契約がある場合、①②③の中で控除額が最大ものを控除します。</p>	+	<p>下の計算表で計算した個人年金保険料控除の金額</p> <p>※限度額は ①新契約のみ：28,000円 ②旧契約のみ：35,000円 ③新契約+旧契約：28,000円</p> <p>新・旧両方の契約がある場合、①②③の中で控除額が最大ものを控除します。</p>	+	<p>下の計算表で計算した介護医療保険料控除の金額</p> <p>※限度額は 28,000円</p>	※全体の生命保険料控除額は7万円が限度となります。																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>「新契約」</th> <th>支払った金額(A)</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年1月1日以後に契約した保険料(新生命保険料、新個人年金保険料、介護医療保険料)</td> <td>12,000円以下</td> <td>(A)の金額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>12,001円～32,000円</td> <td>(A)×0.5+6,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>32,001円～56,000円</td> <td>(A)×0.25+14,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>56,001円以上</td> <td>28,000円</td> </tr> </tbody> </table>	「新契約」	支払った金額(A)	控除額	平成24年1月1日以後に契約した保険料(新生命保険料、新個人年金保険料、介護医療保険料)	12,000円以下	(A)の金額		12,001円～32,000円	(A)×0.5+6,000円		32,001円～56,000円	(A)×0.25+14,000円		56,001円以上	28,000円		<table border="1"> <thead> <tr> <th>「旧契約」</th> <th>支払った金額(A)</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成23年12月31日以前に契約した保険料(旧生命保険料、旧個人年金保険料)</td> <td>15,000円以下</td> <td>(A)の金額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>15,001円～40,000円</td> <td>(A)×0.5+7,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>40,001円～70,000円</td> <td>(A)×0.25+17,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>70,001円以上</td> <td>35,000円</td> </tr> </tbody> </table>	「旧契約」	支払った金額(A)	控除額	平成23年12月31日以前に契約した保険料(旧生命保険料、旧個人年金保険料)	15,000円以下	(A)の金額		15,001円～40,000円	(A)×0.5+7,500円		40,001円～70,000円	(A)×0.25+17,500円		70,001円以上	35,000円
「新契約」	支払った金額(A)	控除額																															
平成24年1月1日以後に契約した保険料(新生命保険料、新個人年金保険料、介護医療保険料)	12,000円以下	(A)の金額																															
	12,001円～32,000円	(A)×0.5+6,000円																															
	32,001円～56,000円	(A)×0.25+14,000円																															
	56,001円以上	28,000円																															
「旧契約」	支払った金額(A)	控除額																															
平成23年12月31日以前に契約した保険料(旧生命保険料、旧個人年金保険料)	15,000円以下	(A)の金額																															
	15,001円～40,000円	(A)×0.5+7,500円																															
	40,001円～70,000円	(A)×0.25+17,500円																															
	70,001円以上	35,000円																															
地震保険料控除	$\left(\begin{array}{l} \text{地震保険料の支払合計金額} \\ \text{※支払合計金額が50,000円以下の場合} \\ \text{支払合計金額} \times 1/2 \text{ (最高25,000円)} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{旧長期損害保険料の支払合計金額} \\ \text{※支払合計金額が5,000円を超える場合} \\ \text{支払合計金額} \times 1/2 + 2,500円 \text{ (最高10,000円)} \end{array} \right)$ <p>地震保険料と旧長期損害保険料のそれぞれの控除額を合わせた最高限度額は25,000円となります。</p>																																
障害者控除	<p>あなたやあなたの配偶者や扶養親族に障がいのある人がいるとき</p> <p>①普通障害者：身体障害者手帳3～6級、精神障害者保健福祉手帳2～3級、療育手帳Bなど …260,000円</p> <p>②特別障害者：身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aなど …300,000円</p> <p>③上記②のうちあなたやあなたの配偶者またはあなたの扶養親族と同居している場合 ……530,000円</p>																																
寡婦控除	<p>次の要件のいずれかを満たす方(事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいる場合を除く) …260,000円</p> <p>①夫と死別、夫が生死不明で令和4年中の合計所得金額が500万円以下である</p> <p>②夫と離別で令和4年中の合計所得金額が500万円以下で扶養親族を有する</p>																																
ひとり親控除	<p>次の要件をすべて満たす方(事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいる場合を除く) …300,000円</p> <p>①総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子を有すること</p> <p>②合計所得金額が500万円以下であること</p> <p>「ひとり親」とは、未婚又は配偶者と死別・離別している方又は配偶者の生死が明らかでない方で上記の要件を満たす方をいいます。</p>																																
勤労学生控除	<p>あなたが大学、高校、各種学校などの学生で、令和4年中の合計所得金額が75万円以下であり、そのうち自己の勤労によらない所得が10万円以下のとき ……260,000円</p>																																
配偶者控除	<p>令和4年中のあなたの配偶者の合計所得金額が48万円以下のとき</p> <p>あなたの合計所得金額が900万円を超えると控除額が減少し、1,000万円を超える場合には適用できなくなります。詳しくは7ページ【パート収入と配偶者控除】を参照してください。</p>																																
配偶者特別控除	<p>配偶者の合計所得金額の上限が133万円まで拡大され、それに合わせて控除額が変わります。また、あなたの合計所得金額が900万円を超えると控除額が減少し、1,000万円を超える場合には適用できなくなります。詳しくは7ページ【パート収入と配偶者控除】を参照してください。</p>																																
扶養控除	<p>あなたと生計を一にする親族の令和4年中の合計所得金額が48万円以下であるとき</p> <p>①年齢16歳以上19歳未満(平成16年1月2日～平成19年1月1日生まれ)を扶養するとき(一般扶養) …330,000円</p> <p>②年齢19歳以上23歳未満(平成12年1月2日～平成16年1月1日生まれ)を扶養するとき(特定扶養) …450,000円</p> <p>③年齢23歳以上70歳未満(昭和28年1月2日～平成12年1月1日生まれ)を扶養するとき(一般扶養) …330,000円</p> <p>④年齢70歳以上(昭和28年1月1日以前生まれ)を扶養するとき(老人扶養) ……380,000円</p> <p>⑤上記の④のうち同居している本人または配偶者の直系尊属を扶養するとき(同居老親等扶養) …450,000円</p>																																
基礎控除	<p>合計所得金額が2,400万円以下の方に一律に適用されます。 ……430,000円</p> <p>合計所得金額が2,400万円を超えると所得金額に応じて控除額が減少し、2,500万円を超える場合は適用されません。</p>																																